

宮城県森林審議会議事録

日 時 : 平成28年12月15日(木)
午後1時30分から午後3時30分まで
場 所 : 宮城県行政庁舎9階 第一会議室

議 事

審 議 事 項

- (1) 宮城南部地域森林計画の変更について
- (2) 宮城北部地域森林計画の変更について

報 告 事 項

- (1) 森林保全部会の審議状況について
- (2) 森林保護部会の審議状況について

(1) 開 会

【司会（及川副参事兼課長補佐(総括担当)）】

定刻となりましたので、ただ今から宮城県森林審議会を開会いたします。本日は年末の大変お忙しい中、御出席いただき誠にありがとうございます。

初めに会議の定足数について御報告いたします。本審議会の委員定数は11名であり、本日は委員定数の半数以上の8名の出席を賜っており、定足数を満たしておりますので、宮城県森林審議会規程第4条第2項の規定により、本日の会議は成立しておりますことを御報告いたします。

次に会議の公開について御報告いたします。本審議会は宮城県情報公開条例第19条及び宮城県森林審議会規程第9条の規定により、原則として公開とすることになっております。本日は非公開とすべき審議事項等はありませんので、公開で開催いたします。

それでは、開会に当たりまして、農林水産部次長技術担当の永井から御挨拶を申し上げます。

(2) あいさつ

【永井次長】

本日は、年末のお忙しい中、宮城県森林審議会に御出席いただき、誠にありがとうございます。また、本県の森林・林業行政の推進につきまして、日頃から格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、東日本大震災の発生から5年9ヶ月が経過しました。今年度は、「宮城県震災復興計画」で定める「再生期」の3年目であり、また、10年間の計画期間の折り返しの年にも当たります。林業・木材産業の分野におきましては、復興住宅等を中心に、震災前を上回る水準での木材供給が行われているほか、海岸防災林の復旧につきましても、林野庁や多くの皆様の御協力を得て順調に進捗しております。

しかし、多くの被災者の方々がいまだ応急仮設住宅等での不自由な暮らしを余儀なくされているなど、震災からの復興は道半ばではありますが、その一方で、復興需要が収束した後の継続的な発展に向け、様々な施策を考えていかなければならない時期にも来ていると感じています。

現在、我が国の森林・林業政策は、「林業の成長産業化」と「地方創生」をキーワードに進められています。本県でも、地方創生関係の交付金等を活用し、CLTなどの新たな木材需要の創出や、林業の担い手対策に取り組んでおり、また、今年度から、第二期目となる「みやぎ環境税」がスタートし、温暖化防止に必要な森林整備などにも積極的に取り組んでいるところです。

本日は、審議事項として「宮城南部地域森林計画及び宮城北部地域森林計画の変更」を上程しておりますほか、報告事項として「森林保全部会及び森林保護部会における審議状況」の説明、さらには「『みやぎ森林・林業の将来ビジョン』の実績点検結果」についての情報提供を予定しております。

この「みやぎ森林・林業の将来ビジョン」は、本県の森林・林業行政の中長期的な指

針として、平成19年度に策定いたしました。現行のビジョンが来年度に終期を迎えることから、今後、次期ビジョンの策定作業に本格的に取り組んでいくこととしております。今回は、その前段として、現行ビジョンの実績と点検結果を御説明させていただくものです。

委員の皆様におかれましては、それぞれの専門分野から御指導、御助言を頂戴したいと考えておりますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げ、開会のあいさつとさせていただきます。

(3) 出席者紹介等

【司会（及川副参事兼課長補佐(総括担当)）】

会議に先立ちまして、本日御出席いただいております委員の皆様を、お手元に配布しております出席者名簿の順に御紹介させていただきます。

元宮城県林業振興協会常任理事の川村正司委員です。川村委員には、森林保全部会の部会長をお引き受けいただいております。

東北森林管理局仙台森林管理署署長の齋藤哲委員です。齋藤委員におかれましては、前任の小澤委員の異動に伴い、平成28年7月21日付で御就任いただいておりますので併せて御紹介申し上げます。

宮城県森林組合連合会代表理事会長の齋藤司委員です。

宮城県林業振興協会会長の佐藤久一郎委員です。佐藤委員には、森林保護部会の部会長をお引き受けいただいております。

NPO法人宮城県森林インストラクター協会広報部会報委員長の進藤恵美委員です。

東北大学大学院農学研究科教授の清和研二委員です。清和委員には、本審議会の会長をお引き受けいただいております。

株式会社伝統建築研究所代表取締役の高橋直子委員です。

NPO法人水・環境ネット東北理事の谷田貝泰子委員です。

なお、宮城県町村会副会長（南三陸町長）の佐藤仁委員、尚絅学院大学環境構想学科准教授の鳥羽妙委員、東北工業大学工学部環境エネルギー学科教授の丸尾容子委員におかれましては、本日所用のため欠席されております。

○ 県職員の紹介 (略)

○ 日程説明 (略)

○ 資料確認 (略)

それでは、議事に入りますが、議事の進行につきましては、宮城県森林審議会規程第4条第1項の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、この後の議事進行について、清和会長よろしく願いいたします。

(4) 審議事項

【清和会長】

それでは、議事を進行させていただきます。スムーズな議事進行について、よろしく

御協力をお願いいたします。

はじめに、本日の議事録署名委員を齋藤哲委員，進藤恵美委員にお願いしたいと存じますが，よろしいでしょうか。

< 異議なしの声 >

続きまして，審議事項に入らせていただきます。平成28年10月24日付けで知事から諮問のありました「宮城南部地域森林計画及び宮城北部地域森林計画の変更について」であります。この2件は，関連がありますので，一括して説明願います。

- ① 宮城南部地域森林計画の変更について
- ② 宮城北部地域森林計画の変更について
 - ・事務局説明（高橋林業振興課長）（略）
 - ・質疑応答

【清和会長】

ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありましたが，委員の皆様から御意見，御質問がございましたらお願いします。

【佐藤(久)委員】

南部計画の林道のところ，9ページですけれども，林道の拡張のところ，路線がひとつ増えたにもかかわらず，延長が同じ数字になっているんですが，これは問題ないのでしょうか。

【高橋課長】

今回，内の目線の追加はございますが，これは局部改良に伴う変更でございます。この総延長は舗装延長となっておりますので，延長の変更はございませんでした。

【佐藤(久)委員】

大きな問題として，いまは，45年生から60年生まで樹齢が偏った林地が多くなってます。審議会の資料の一番最後のところに5年毎の分期別期首資源表というのがあるんですけれども，1・2 齢級のところが1,465ヘクタールしかなくて，ところが，9 期目のところは10倍近くなっています。ということは，伐採量が相当増えていくことが前提になっているわけです。この齢級配置をある程度是正していく方針をお願いしたいと思っていたんですが，主伐の面積は少なく設定されています。それを考えますと，主伐をもっと増やしながらか，再造林を進めていくべきではないかと考えているのですが，いかがでしょうか。

【高橋課長】

佐藤委員がおっしゃるとおり，再造林は今後の大きな課題だと考えております。戦後，昭和30年から40年代，50年代にかけて植えられた県内のスギ人工林は，委員御指摘のとおり，9 齢級前後に集中しており，宮城県の森林は，今，まさに活用する時期にきていると認識しています。その一方，主伐をした後の再造林がなかなか進まずに，造林未済地が増えたり，手がつけられないまま森林が荒廃するという非常に大きな問題もござい

ます。そういった中、県といたしましては、再造林を進めるため、伐採後の造林を促すための新しい補助金や国の補助金なども活用しながら、また、森林づくり支援センターというのがございまして、こちらが、伐採をする方と合板工場とが1立方当たり10円を積み増ししたものを基金といたしまして、再造林をした場合に、苗木代として1ヘクタール当たり10万円の支援を頂いておりますので、こういったものも含めて再造林を進めていかなくてはならないと思っております。

本日、あとで御説明いたします森林・林業の将来ビジョンのほうでも、次期ビジョンの見直しの視点に取り入れていきたいと思っております。

【川村委員】

聞き漏らしたのかもしれませんが、いま御説明いただいたパワーポイントの資料の5ページの右上、「鳥獣害の防止に関する事項」ということで、図面にメッシュを切って着色してあります。これは何を意味しているのでしょうか。

【高橋課長】

これは、林野庁が調査している「森林生態系多様性基礎調査」の結果になります。4kmメッシュの地点毎に地況調査を実施し、5年で県内を1巡するという内容です。その中で、シカの被害があったと思われるエリアが赤く示されているものです。

南部区域では、白石市、七ヶ宿町、柴田町、丸森町、名取市、岩沼市、亶理町に赤いプロットがございしますが、全てがニホンジカによる被害かどうかはわからず、ニホンカモシカによる被害が含まれている可能性もあります。その辺も含めて、市町村森林整備計画に掲載する際には、調整することになると思います。

北部計画区につきましては、石巻市、特に牡鹿半島エリアですね、女川町、登米市の旧登米町、旧津山町、気仙沼市、このエリアにニホンジカ等による被害があることが示されており、市町村森林整備計画に掲載いただく候補ということになります。

【川村委員】

「鳥獣害の防止に関する事項」が新たに追加されたということで、資料の南部計画書の5ページの記載を見てみると、県の地域森林計画では、区域の設定の基準、鳥獣害の防止に関する方針、これを定めると。箇所、林班の表示や、箇所毎でどういった措置をするのかなどという具体的なことは、この地域森林計画に沿って市町村が独自に制定するというのでよろしいのでしょうか。

【高橋課長】

そうです。地域森林計画では、あくまで考え方、基準を示し、市町村が立てる森林整備計画に、先ほど言ったエリアに関連する市町村は掲載しますし、あるいは該当ない市町村については、該当ない旨を記載していただくことになります。

【齋藤(司)委員】

北部、南部でも同じなのですが、先ほど「今後、伐採・再造林を進めていきたい」という話を頂きました。ここに、造林面積の目標として「天然更新」という言葉がありますが、どういう山を天然更新というのでしょうか。言葉は立派なのですが、放置林なのか、それとも山として認められるところなのか。現実を見ると放置林なんですけどね。その辺の判断、考え方はどのようになるのでしょうか。

【高橋課長】

戦後、だいぶ人工造林をしてまいりましたが、元々広葉樹林であったところを伐採してスギを植えていった、いわゆる拡大造林が相当ございます。そこが本当にスギの適地であったのかという点を含め、また再造林して人工林化するよりは、元の広葉樹林に戻したほうが良いと思われる部分については、天然更新という手法もあろうかと思えます。

我々県の職員は、皆伐された後にどういった更新がなされているか毎年調査をしており、そこが造林未済地として荒廃していつてしまうのか、あるいはキチッと更新されて森林に元に戻っていくのか、そういったところも含めて森林資源情報を管理しています。そういったところで、特に大きな問題がないかどうか、毎年確認しているところです。

【齋藤(司)委員】

現実には、完全に放置林になっていますね。色々な機会で何回も言っていますが、私有林を伐採した後、私の担当している気仙沼では99パーセントが天然更新です。部分林組合であれば市に返還し、そちらで植えてもらえますが、やはりここら辺ですね。雑木山を伐採すれば天然更新になると思うんですが、スギ林、ヒノキ林を伐採しても雑木は全く出てこないで、これは気仙沼にもいっぱいありますが、最終的にはタラノメや笹の葉で覆われる状態になりますから。それを天然更新と言われると、どう議論すれば良いのか。放置と天然更新を我々もハッキリと判断できるような考え方、方針を決めるべきだと思いますが、いかがですか。

【田中課長】

齋藤委員からは、日頃からそういった意見をよく頂いていますが、針葉樹林・人工林を伐採した後、いかに次の森林資源として確保していくのかということ踏まえ、伐つたらすぐに植えるところまでをセットで進める一貫作業システム、いま、国を挙げて取り組んでいるところですが、宮城県でも今年から取り組んでいるところです。それも、無闇に皆伐したのでは森林の破壊につながってしまうので、ガイドラインを定め、あまり大きな面積の伐採はせずに、伐採と更新を一体的に行う方に対してはこれまで以上に手厚い支援を行い、森林の更新を促していくというものです。

要望もかなり来ているので、その辺を拡大しながら何とか対応していきたいと思えます。ただ気仙沼地域は、それに加えてシカの被害もあるものですから、鹿よけの防鹿柵なんかも一体的に支援しています。その辺も今後の課題かと感じておりますが、こういった取組を広げることによって、森林資源の確保に努めてまいりたいと考えております。

【清和会長】

関連してなんですが、再造林するか、あるいは広葉樹を混ぜて混交林化したり、広葉樹のほうが大きくなって針葉樹の生育不適地みたいなところであれば広葉樹にしていくといったような場所毎の最適な林型を、所有者がある程度わかるような指針を作ることが重要だと思います。スギだと、林野庁を含めて施策がいっぱいあります。再造林にも色々補助されているのですが、一方、広葉樹の混交林化や天然更新となると、それが果たしてどういう利用をされるのか、さっぱりわからない。県の人工林率が54パーセントとなっているので、46パーセントが天然林、広葉樹林なんだと思います。燃料革命以降、だんだん木が太くなってきていますが、放射能問題でほだ木生産がだめになったところもあります。それを、バイオマスイエネルギーとして燃やす使い方だけではなく、何かこまめな施策を今から準備しないとイケない。生物多様性だとか多面的機能とかだけで広

葉樹林化を推進していくのは無責任ではないかと思えます。広葉樹材の使い方，どういふふうに乾燥して，付加価値を高めて売っていくのかという何らかの考え方を今から示していけるような，森林所有者に対する何か指針みたいなものが，大雑把でもいいのであればいいと感じています。

【高橋課長】

震災前，全国にしいたけ原木を移送していきまして，それが森林所有者の収入源になっていました。これが，現在，ほとんど絶たれておりまして，20年から25年くらいで伐り回していた広葉樹の里山がほとんど伐られていない状況にございます。私どももそれを非常に憂慮しています。このままだとどんどん大径化していきまして，大径化した広葉樹は萌芽更新しにくくなるという問題も生じてまいります。

来年から，みやぎ環境税の一部を活用しまして，森林経営計画を立てていただいた広葉樹林を伐採し，それを製紙会社，あるいはバイオマス施設に持っていく取組を進めることにしています。経営計画を立てますと一番高い売電価格になりますので，そういった新しい施策も溶け込ませながら，広葉樹対策をしっかりとやっていこうと考えております。

【清和会長】

バイオマスや発電との十把一絡げでは，ちょっともったいないような気もしますが・・・。次の利用についても今後考えていただきたいと思えます。

【川村委員】

宮城南部計画書の9ページ。仙台地方振興事務所管内の中に二口線と書いてございます。仙台の秋保地区と山形を結ぶ最短ルートということで，かなり大規模に改修するという話を聞いております。当然，この計画書に盛り込まれているわけですがけれども，どのような対応になるのか教えていただきたいと思えます。

【高橋課長】

林道二口線は，県営で作っている林道で，秋保地区から山形県境を通り，山寺までを結ぶおよそ19キロの林道でございます。山形側は既に全面舗装されていますけれども，宮城側は，約10キロのうちの5,300メートルほどがまだ未舗装となっております。磐司岩など，風光明媚な観光資源が充実しておりますことから，地元の方からも，「是非ここを舗装し，年間を通じて通行できるようにしてほしい」という要望が出されておりました。地方創生の道整備推進交付金を内閣府に要望いたしまして，今回，内閣府から承認をもらいましたので，今年と来年，事業費3億円をかけて5,300メートルほどの舗装を行い，さらに，山形県境に法面が崩れやすいところがございますので，こちらでも5箇所ほど法面工事を致しまして，再来年の雪融け後，山形の山寺まで全面通行できるようにしていきたいと考えております。林道としての活用というより，どちらかという観光道的な側面ではございますが，それも我々の役目だと思っておりますので，そういったものも含めしっかりと整備していきたいと思っております。

【川村委員】

雪融けのことを考えると，法面崩壊というのはかなり維持管理上の問題になると思えます。法面補強については，今，やられるという話を伺いましたので，よろしく願いいたします。

【清和会長】

ほかに御意見ございませんでしょうか。

それでは、御意見御質問がなければ、審議事項についてお諮りしてよろしいでしょうか。それではお諮りいたします。審議事項の「宮城南部地域森林計画の変更について」及び「宮城北部地域森林計画の変更について」の2件について、「原案のとおり適当と認める」旨の答申をすることにしたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

< 異議なしの声 >

「異議なし」ということですので、審議事項（1）の「宮城南部地域森林計画の変更について」と、審議事項（2）の「宮城北部地域森林計画の変更について」の2件については、「原案のとおり適当と認める」旨の答申をすることに決定いたしました。以上をもちまして、審議事項については終了いたします。

（5） 報告事項

【清和会長】

続きまして、次第4の報告事項に進みたいと思います。最初に、報告事項（1）の「平成28年度森林保全部会の審議状況について」森林保全部会の川村部会長から説明をお願いします。

①森林保全部会の審議状況について

・川村部会長説明 （略）

【清和会長】

ありがとうございました。御質問等あれば、お受けしたいと思います。

【佐藤(久)委員】

最初の開発行為者である合同会社が途中で変わった経緯については、何か御説明があったでしょうか。

【佐藤技術補佐(みどり保全班長)】

自然保護課みどり保全班、班長の佐藤と申します。「X-E lio11」と「X-E lio12」という会社ですけども、これは、申請当初は「Gestmp11」「Gestmp12」という合同会社でありましたが、審議会終了後に名称変更の届出が出ましたので、許可自体については「X-E lio」というかたちで出している状況です。

【清和会長】

事業が終わった時点での山林の再生の義務はどれくらいなんですか。約束事とかはあるのでしょうか。

【佐藤技術補佐(みどり保全班長)】

林地開発許可上は、造成工事が終わるまで、あるいはパネルの設置が終わるまでが許可期間となっていて、その後につきましては、いったんは地域森林計画から外れる

内容になります。3件目の丸森発電所につきましては、その後、事業が完全に終了する20年後以降につきましては、また森林に戻すという計画になっておりましたので、その内容につきまして、答申を頂いたところです。

【清和会長】

事業体と約束というか、何か契約を結ぶわけですか。

【佐藤技術補佐(みどり保全班長)】

契約を結ぶことはないんですけども、県としては、付帯意見として事業主体に対して指導していくかたちになっています。

【川村委員】

ちょっと補足しますが、この資料の1番と3番については、太陽光発電の固定価格買取制度、この契約というのは電力と20年間という契約になっておりますので、1番と3番につきましては、20年の契約が満了した際には、施設を撤去して山林に戻す内容になっています。申請書に具体的な内容が記載されておりますので、それで承認したというかたちになっております。その際、備考にありますとおり、植栽する際は単一樹種にとられないことだとか、あるいは確実に成林するように管理することといったような付帯意見を付しております。

2番目の白石の案件につきましては、買取制度が一区切りする20年後においても施設を維持管理した上でさらに発電事業を継続するという内容でございました。

【清和会長】

設置している場所の傾斜や土の状況など、そういったものは調査されるわけですか。前に森林があったところに事業所が出来ると、そこには根っこを張らないわけですから、そういったことによる危険性、周囲に対する影響は評価の対象になっているのでしょうか。

【佐藤技術補佐(みどり保全班長)】

許可につきましては、林地開発の許可基準というものがございます。元々あった急峻な地形につきましては、角度を緩やかにするなどの措置、あるいは適切な小段を付けて斜面の法面崩壊を抑えるような基準内容になっておりますので、この基準に合ったものについて許可します。

【清和会長】

5年くらい経って表土が流れ落ちるとか、ちょっと崩れるとか、そういう追跡調査みたいなものはなされないんですか。何か苦情があるとかそういったことはないわけですか。1回許可したら、あとは20年間よろしいということなのではないでしょうか。

【佐藤技術補佐(みどり保全班長)】

施工中につきましては、こちらのほうで確認をし、完了検査におきましては、基準に適合し、許可申請どおりに行われているかを検査します。ただ、その後につきましては、地域森林計画から外れますので、その辺は、市町村等と協力しながら対応していくかたちになります。

【大信田技術補佐(総括担当)】

補足いたしますと、森林法に基づく林地開発許可については、いま佐藤から説明したとおりでございます。ただ、宮城県の場合は、それと同時に、20ヘクタールを超える大

規模な開発につきましては、県の要綱に基づき、事業者と市町村と県で協定を結んで開発をしていただくことにしております。この3件につきましても、協定に基づいて、開発終了後も10年間、協定に基づいてキチンと維持管理してもらい取り扱ってまいります。

【清和会長】

わかりました。ほかに御質問ございませんでしょうか。無いようでしたら、議事を進めさせていただきます。

続きまして森林保護部会の審議状況について、よろしくお願いたします。

②森林保護部会の審議状況について

・佐藤部会長説明 (略)

【清和会長】

ありがとうございました。御質問等があればお願いいたします。

【齋藤(司)委員】

松くい虫被害対策事業推進計画が策定されたということなのですが、現実としては、松島にしても南三陸にしてもほとんど変わり映えしないというか、被害だらけという状況です。手を打っているのはわかりますよ、我々も事業費をもらって実際に伐倒など色々なことをやっていますから。ただ現実とすると、伐採した後には、やったあとがすっかり枯れて見え、全く手つかずと同じような状況の中で進んでいます。予算を取って調査し、それを3か月とか半年後に伐採するときには別なものが枯れている。こういう状況がありますので、市民、県民から見れば「どこをやっているんだろうね」という話になるわけです。松島をみてもそうですね。下を見ると対策をやったように見えるのですが、上を見るとほとんどが枯れ始まっているというたちごっこみたいな状況が見受けられますので。

その辺は、予算のあり方にも問題があるのかなと思います。事業を実施するために、伐倒木に印をつけて予算を取って、伐倒するのは半年後。半年後に伐倒しようとしたらもう隣の木が枯れていて、終わって、上を見ればさらに別の松が枯れていて、最終的には「どこをやったの」という状況になって……。集中的にやっている効果が果たして出ているのかいないのか非常に疑問に思いますので、その辺、どういうお考えなのか。

【田中課長】

齋藤委員がおっしゃるとおり、予算もなかなか充分には確保できていないというのが現実です。本来であれば、松くい虫、マツノマダラカミキリが羽化脱出する前、適期にキッチリ防除するというのであれば被害を最小限に食い止めることができると思うんですが、それは努力しつつも、やはり予算との関係もあって現実的には委員がおっしゃるような状況になっている部分もございます。

今後は、方向性を変えまして、現在残っている重要な松林については、伐倒駆除のみではなく、樹幹注入など予防措置のほうにシフトし、基本的には枯らさない方向で対応していきたいと考えています。そのためには、伐倒により枯れた松を速やかに駆除することも大事ですので、予算の関係もありますけれども、両輪で対応していきたいと考えております。

それから、伐倒駆除してまた1か月後に隣が枯れているという状況もたしかにあります。年間を通じてそういったものを発見した際は、その都度伐倒駆除が可能な単価契約、いわゆる随時伐倒駆除という契約方式を採っておりますので、その辺も含めて対応してまいりたいと考えております。

【清和会長】

松林の周囲一帯が広葉樹林化したため解除したとのことですが、どの程度広葉樹林化すると解除するのでしょうか。防潮、防砂、防風機能、そういった機能性が維持、代替できるのであれば、広葉樹、ケヤキだとかイタヤ、タブもあるところにはありますけど、そういったものに切り替える時期に来ているのではないかと感じています。松島など景観的にどうしても松を残さなくてはならないところは、観光資源なので防除せざるを得ないのかもしれませんが、漁業をやっているような場所などあまり観光と関係ないところでは、これはあくまで個人的な意見ですが、絶えずお金をかけて松を維持し続ける事業の切り替えみたいなものも有効に判断したほうがお金もかからないんじゃないかという気がします。

国にも指針があるし、育種もやられているし、色んな絡みがあって事業が進んでいるわけですから、勝手に切り替えをやるのはなかなか難しいと思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

【田中課長】

国のほうでは、平成9年までは松くい虫防除特別措置法に基づいて集中的な松くい虫防除をやっていたんですが、今はどちらかというと、国からの補助金はもちろんありますけれども、都道府県主体で実施しています。予算が厳しいということもあって、松林を全て守るというのではなく、高度に公益的機能を発揮している高度公益機能森林を守るために被害の拡大を防止する、そこに松くい虫が飛び込んでいかないように周辺を違う樹種にする、樹種転換と言っていますけれども、そういった方法で、守るべき松林を集中的に守っていく方針で実施しております。

今回、防除区域から外しました名取市の五社山という地区につきましては、5つの社があり、地域内外の方が観光に訪れる観光地になっており、重要な松林という位置付けで防除対策をやってきたのですが、長い歳月を経て松林が無くなってしまったということで、今回外しております。

会長からお話のありました海岸防災林につきましては、砂浜で飛砂防備効果や潮害防備効果を発揮するという観点から、やはりクロマツが最適でありますことから、国の直轄事業で御協力を頂きながら再生を進めています。植えてまた枯れるのでは困るので、松くい虫に抵抗性のあるクロマツを開発し、それらを中心にして松林再生のための植栽を行っているところです。

気仙沼地域についても、松林の名勝がたくさんありますので、そういうところについても植栽をしながら松林の再生に取り組んでいます。

【清和会長】

汀線に近いところだとか、観光資源としてどうしても守らなければならないところ以外で、同じ機能性が発揮できるのであれば代替していてもいいということですね。わかりました。

ほかにございませんか。無ければ、議事を進めさせていただきます。

(6) 情報提供事項

【清和会長】

続きまして、次第5の情報提供に進みたいと思います。「みやぎ森林・林業の将来ビジョン」の実績点検結果について、事務局から説明をお願いします。

○「みやぎ森林・林業の将来ビジョン」の実績点検結果について

- ・事務局説明（高橋林業振興課長）（略）
- ・質疑応答（略）

【清和会長】

それでは、以上をもちまして、本日の森林審議会の議事を終了いたします。御協力ありがとうございました。

【司会（及川副参事兼課長補佐(総括担当)）】

清和会長，ありがとうございました。最後に「その他」でございますが，委員の皆様から何かございますでしょうか。

それでは，事務局から今後の審議会の開催予定等について御報告いたします。

○ 今後の審議会の開催予定等について（略）

この件につきまして，御質問はございますでしょうか。

それでは以上を持ちまして，本日の宮城県森林審議会の一切を終了させていただきます。

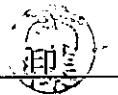
本日は，誠にありがとうございました。

< 閉 会 >

議事録署名委員

平成29年1月20日

委員 齊藤哲



平成29年1月26日

委員 進藤恵美

